

8月14日（日） ショートメッセージ

聖書 マタイによる福音書 18章15節～20節 （新約 35頁）

メッセージ 「二人または三人が」

二人または三人がわたしの名によって集まるところには、わたしもその中にいるのである。
（マタイによる福音書 18章20節）

（1）ルカ福音書17章1節～4節に伝えられているイエス様の教えは、マタイ福音書18章では「罪への誘惑」、「兄弟の忠告」、「仲間を許さない家来のたとえ」とそれぞれ独立した教えとして記されています。本日の「兄弟の忠告」は、ルカ福音書17章3節では短くこう記しています。「あなたがたも気をつけなさい。もし兄弟が罪を犯したら、戒めなさい。そして、悔い改めれば、赦してやりなさい。」

（2）マタイ福音書の「兄弟の忠告」は教会運営についての教えとして記されています。教会の仲間が自分に対して罪を犯した場合、まずは二人だけのところでそれが罪であると厳しく指摘しなさいと教えます。もし相手がそれを受け入れないならば、次は一人か二人の証人を連れてきて求めなさい。それでも応じないなら、今度はあなた個人の問題ではなく、教会全体の問題とするよう申し出なさい。そして、教会の指示として伝え、それでも応じないなら、その人を追放しなさいと教えます。

教会には人を追放する権威が与えられていると18節で言われます。16章でペトロに約束された教会の権威です。そして、19節、20節では、地上の教会において二人、また三人が心をあわせて願い求めるならば、神は叶えてくださる、そしてイエス様の名のもとに集まるならば、ご自身もその中にいると伝えます。

（3）この「兄弟への忠告」の教えは、教

会内で指導的な立場にある人たちや力ある人たちに向けた教えでしょう。感情にまかせていきなり証人を連れて来たり、教会全体の問題とするのではなく、相手が自らの過ちを受け入れることを願い、相手に配慮しながら問題解決を図るようここで教えています。しかし、相手がどうしても受け入れられない場合は、最終的には教会の交わりから追放する権威が与えられています。教会の秩序と個人の身を守るための権威です。また、教会が願うならばどんな願いであっても神は叶えて下さるし、教会の交わりの中にイエス様がおられるとも言われています。そのような教会だからこそ、与えられている強い権威の行使には慎重であらざるを得ないでしょう。権威行使の濫用はあり得ないとしても、まずは追放にまで至らないようその人と向き合うことがここで求められていると思います。仲間を罪に定め、交わりから追放するのは大きな痛みを伴います。それでも、これほど強い権威が与えられている教会はどうあるべきなのか。次週の教えへと続きます。

（4）ところで、17節に「その人を異邦人か徴税人と同様に見なさい」と記されています。大勢の徴税人や罪人と食事をし、友となられたイエス様の言葉としては受け入れ難い言葉です。また、異邦人差別はパウロの手紙の中でも厳しく戒められていることを考えると、この言葉はとても受け入れ難い言葉です。マタイ福音書著者の限界を感じます。（多田玲一牧師）